

特定外来生物防除等対策事業交付規程

制 定 令和 8 年 4 月 1 日 環機自発第 20260401-2 号

(通則)

第 1 条 特定外来生物防除等対策事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和 8 年 3 月 2 日付け環自野発第 2603022 号、以下「交付要綱」という。）及び特定外来生物防除等対策事業実施要領（令和 8 年 3 月 2 日付け環自野発第 2603022 号、以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）の定めによるほか、本交付規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 本交付規程は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 2 条第 1 項に規定する生物。以下同じ。）又は特定外来生物への指定を検討されている生物による生態系及び人の生命・身体に係る被害の防止に向け行う事業（以下、「外来生物対策事業」という。）の実施に要する費用に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）が都道府県及び市町村に対して間接交付金を間接交付することにより、都道府県及び市町村による、それぞれの地域の実情に応じた外来生物対策事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

- 第 3 条 ERCAは、間接交付事業を実施する都道府県及び市町村（以下「間接交付事業者」という。）が行う次の事業を交付の対象とする。
- 一 間接交付事業者が自ら行う別表 1 第 1 欄の（１）、（２）及び（３）の外来生物対策事業（以下、「間接交付事業」という。）
 - 二 市町村が実施する外来生物対策事業に対し、都道府県が交付する別表 1 第 1 欄の（１）及び（２）の事業（以下、「再間接交付事業」という。）
- 2 交付事業の実施に要する交付対象経費の区分及び内容は別表 2 のとおりとし、以下の方法により算出した額に対して予算の範囲内で交付する。
- 一 間接交付事業について、事業ごとに、別表 2 に定める交付対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1 第 3 欄に掲げる交付率を乗じる。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 二 再間接交付事業について、事業ごとに、別表 2 に定める交付対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1 第 3 欄に掲げる交付率を乗じる。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 三 一又は二により算出された額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- 3 他の法令及び予算に基づく交付金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第 4 条 間接交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表 2 に掲げる間接交付経費の支出予定額及び第 3 欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に別表 1 第 3 欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。ただし、平成 28 年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 間接交付事業者は、別記様式第1号による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、ERCAが別に定める日までにERCAに提出しなければならない。

- 2 間接交付事業者は、前項の交付申請に当たって、当該間接交付事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 間接交付事業者は、交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付金の額の変更申請を行う場合には、速やかに別記様式第2号による変更交付申請書をERCAに提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更交付申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 ERCAは、交付申請書又は変更交付申請書の提出があったときは、内容の審査を行い、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

- 2 ERCAは、前項の規定による交付決定又は変更交付決定を行ったときは、別記様式第3号による交付決定通知書又は別記様式第4号による変更交付決定通知書を間接交付事業者あてに送付するものとする。
- 3 ERCAは、交付の決定を行うに当たっては、第5条第2項の規定により当該交付金事業に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。
- 4 ERCAは、交付の申請がなされた全ての間接交付事業について、当該消費税等相当額について、間接交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 ERCAは、前条第1項の規定による交付決定をする場合において、次の条件を付すものとする。

- 一 間接交付事業者は、間接交付事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を間接交付事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、ERCAの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 二 間接交付事業者は、間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、別記様式第13号による取得財産等管理台帳を備え、間接交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 三 間接交付事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接交付事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間を経過するまで、ERCAの承認を受けずに、間接交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、

ERCAが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

四 ERCAは、交付の申請がなされたものについては、間接交付金に係る消費税等仕入控除税額について、間接交付金の額の確定において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

五 間接交付事業者は、再間接交付事業者に再間接交付金（間接交付事業者がERCAから間接交付を受けた間接交付金をその財源として、再間接交付事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前一号から四号に準ずる条件を付さなければならない。

六 前号により付した条件に基づき間接交付事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめERCAの承認又は指示を受けなければならない。

七 間接交付事業者は、第五号により付した条件に基づき、再間接交付事業者から再間接交付金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、ERCAに報告し、ERCAはその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

八 本条第一号から第七号までに掲げる条件のほか、ERCAは、間接交付事業の実施に関し必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第9条 間接交付事業者は、第7条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第7条第2項の規定による交付決定通知書又は変更交付決定通知書が到達した日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面をERCAに提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（間接交付事業の着手）

第10条 間接交付事業者は、原則として、交付決定に基づき、交付対象事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて交付対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した特定外来生物防除等対策事業交付決定前着手届を、ERCAに提出するものとする。

（間接交付事業の変更）

第11条 間接交付事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第6号による計画変更承認申請書をERCAに提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

一 間接交付事業の事業内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表2の区分に定める対象経費の費目間の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の30%以内の変更を除く。）をしようとするとき。

（契約）

第12条 間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、都道府県及び市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとし、都道府県及び市町村の財務規則等に基づき契約するものとする。

（間接交付事業の中止又は廃止）

第13条 間接交付事業者は、間接交付事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第7号による中止（廃止）承認申請書をERCAに提出し、その承認を受けなければならない。

（間接交付事業の遅延の報告）

第14条 間接交付事業者は、間接交付事業が予定期間内に完了しない場合又は間接交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第8号による遅延報告書をERCAに提出し、

その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

(間接交付事業の状況報告)

第15条 間接交付事業者は、間接交付事業の遂行又は支出状況について ERCA の要求があったときは、速やかに別記様式第9号による事業状況報告書を ERCA に提出しなければならない。

(間接交付事業の遂行の命令等)

第16条 ERCA は、第15条の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、間接交付事業が法令等、本交付規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、間接交付事業者に対し、これらに従って間接交付事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 ERCA は、間接交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、間接交付事業者若しくは再間接交付事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(間接交付事業の実績報告等)

第17条 間接交付事業者は、間接交付事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第10号による完了実績報告書を ERCA に提出しなければならない。

2 間接交付事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、ERCA は間接交付事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。

3 間接交付事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により間接交付金の額を算出した場合において、間接交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接交付金の額の確定等)

第18条 ERCA は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る間接交付事業の実施結果が間接交付金の交付決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接交付金の額を確定し、別記様式第11号による交付額確定通知書により間接交付事業者へ通知するものとする。

2 ERCA は、間接交付事業者に交付すべき間接交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の間接交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。ただし、間接交付事業者等が当該交付金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、交付金等の額の確定の通知の日から90日以内で ERCA が定める日以内とすることができる。

4 ERCA は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接交付金の支払)

第19条 間接交付金は、前条の規定により交付すべき間接交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、間接交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 間接交付事業者は、前項の規定により間接交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第12号による精算（概算）払請求書を ERCA に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第20条 ERCA は、第13条の規定による間接交付事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付決定の全部若しくは一部

を取り消すことができるものとする。ただし、第4号の場合において、間接交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 間接交付事業者又は再間接交付事業者が、本交付規程の規定に違反したことにより受けた ERCA の処分又は指示に従わない場合
 - 二 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合又は再間接交付事業者が再間接交付金を再間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - 三 間接交付事業者又は再間接交付事業者が、間接交付事業又は再間接交付事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 第7条第1項の規定による交付決定後に生じた事情の変更等により、間接交付事業若しくは再間接交付事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により間接交付事業又は再間接交付事業を遂行することができない場合（間接交付事業者又は再間接交付事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 ERCA は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する間接交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該間接交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 ERCA は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、当該返還命令に係る交付金を交付事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく間接交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 5 ERCA は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、法令等に基づき加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、間接交付事業について交付すべき間接交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（再間接交付金の交付規程の承認）

第21条 間接交付事業者は、間接交付事業の開始前に、間接交付事業を本交付規程の規定に従い行うために、再間接交付金の交付の手續等について交付規程を定め、ERCA に報告するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、軽微な変更を除く。当該交付規程には、法令等の規定に準じた条項を定めるものとする。

（取得財産等の管理）

第22条 間接交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接交付事業者は、取得財産等について、別記様式第13号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（取得財産等の処分の制限）

第23条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第四号及び第五号の規定に基づき ERCA が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械、重要な器具及び工作物とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、間接交付金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、ERCA が別に定める期間とする。

3 間接交付事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を ERCA に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認をする場合においては、前条第3項の規定を準用する。

5 前項の納付については、第18条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第24条 間接交付事業者は、間接交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第14号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書をERCAに提出しなければならない。

2 ERCAは、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第18条第3項及び第4項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第25条 間接交付事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条の規定に基づく間接交付事業の変更の申請、第13条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第14条の規定に基づく事業遅延の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第17条の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第23条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請、又は第24条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の報告(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第26条 ERCAは、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(再間接交付金の電子申請)

第27条 間接交付事業者は、再間接交付金の交付の手続について、電磁的方法(適正化法第26条の2及び3の規定に準じて間接交付事業者が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 間接交付事業者は、再間接交付金の交付の決定その他再間接交付事業者に対する通知を電磁的方法により行うことができる。

(再間接交付金の交付)

第28条 間接交付事業者は、再間接交付金の交付を行うため、第19条第1項ただし書に規定する概算払により間接交付金の交付を受けたときは、遅滞なく、再間接交付金を再間接交付事業者に交付しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第29条 間接交付事業者は、間接交付事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接交付事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。また、情報のうち第三者の秘密情報(再間接交付事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えい(以下「漏えい等行為」という。)してはならない。

2 間接交付事業者は、間接交付事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接交付事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も交付事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接交付事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(その他)

第30条 特別の事情により、第4条、第5条、第6条、第9条、第11条、第14条及び第16条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめERCAの承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、間接交付事業の実施に関し必要な事項は、ERCA が別に定めるものとする。

別表1 間接交付事業

1. 間接交付事業	2. 間接交付事業の内容	3. 交付率	4. 基準額	5. 交付対象期間
(1) 特定外来生物防除事業	特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討されている外来生物の調査・防除等	1/2 以内	対象となる特定外来生物等の性質や状況、目標の達成や効果等の観点から、第3欄のうち支出することが適当と環境大臣が承認した額	1期3年間以内とし、あらかじめ設定した事業の効果に関する客観的な指標の達成状況等の評価を踏まえ2期目も交付を受けることができるものとする。災害や生態系保全上当初想定し得なかった大きな状況の変化等特殊な場合を除き客観的な指標の達成状況が不十分と認められる場合は2期目の交付は行わない。3期目以降も同様とする。
(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業	地域に未侵入若しくは侵入初期の特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の早期発見・早期防除を行うための地域計画策定・これに必要な調査等 ※ただし、1年目にはほぼ根絶が達成され、2年目はモニタリングのみを実施する場合等は計画策定を必須としない。	定額※		原則2年間以内とする。
(3) 外来種対策戦略検討等事業	外来種対策全般に係る総合戦略検討及び外来種リストの作成並びにこれらに必要な調査等			

※定額の上限は250万円（定額の上限を超えた分は1/2以内）。ただし、再間接交付事業においては、再間接交付を行おうとする事業の件数に250万円を乗じた金額を定額とし、定額の上限を超えた分は1/2以内とする。

別表2 交付対象経費

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費をいう。